

社会福祉法人ウィンクル 役員等報酬規程

第1条（目的） この規程は、社会福祉法人ウィンクルの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

第2条（定義等） この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（理事会及び評議員会の出席報酬等） 理事及び監事が理事会に出席したときは、定款第21条の規程にかかわらず無報酬とする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、定款第8条の規程にかかわらず無報酬とする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 理事及び監事並びに評議員が、理事会または評議員会に出席した場合の交通費については、支給しないものとする。

第4条（出張旅費） 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合の交通費については、支給しないものとする。

第5条（兼務役員） 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用するものとする。

附 則 この規程は、平成29年6月11日より適用する。

この規程は、令和6年6月15日より適用する。